

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目次

### ◇告 示

新たに生じた土地の確認

字の区域の変更(二件)

保険医療機関の指定

保険薬剤師の登録

種畜証明書の交付

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について異議の申出がなかつた旨及び当該選挙において選挙すべき委員の数

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、羽合町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十五年五月一日現在  
の地番による。)

新たに生じた土地の面積

羽合町大字上浅津字二ノ屋敷二二三の二、一二二三の三、一二三の九、一三五の一、一三五の二及びこれらと一体をなす国有地の地先

二、二二八・〇二平方メートル

### 鳥取県告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年五月一日現在の地番による。）
大字上浅津字二ノ屋敷	大字上浅津字二ノ屋敷の全域並びに字二ノ屋敷一 二三の二、一二三の三、一二三の九、一三五の一、 一三五の二及びこれらと一体をなす国有地の地先の 土地

鳥取県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年八月二十三日現在の地番による。）
尾高字石田尻	尾高字石田尻の全域、尾高字佃河原七三四、七三六から七三八まで、七四六及びこれらと一体をなす 国有地の一部、尾高字樋ノ口七四九の一、七四九の 二、七五〇、七五一の一から七五一の三まで、七五 二から七五六まで、七五七の一、七五七の二、七五

尾高字佃河原	八、七五九の一、七五九の二、七六〇の一、七六〇の二、七六一から七六三まで、七六四の一、七六四の二、七六五の一、七六五の二、七六六の一、七六六の二、七六七の一から七六七の三まで、七六八、七六九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに尾高字石田南屋敷七九九の一〇、八〇一の四、八〇四の二、八〇六の一、八〇七の二、八〇八の一、八〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに七九九の一、二と一体をなす国有地
--------	--

尾高字佃河原のうち七三四、七三六から七三八まで、七四六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	尾高字佃河原のうち七三四、七三六から七三八まで、七五〇、七五一の一から七五一の三まで、七五二から七五六まで、七五七の一、七五七の二、七五八、七五九の一、七五九の二、七六〇の一、七六〇の二、七六一から七六三まで、七六四の一、七六四の二、七六五の一、七六五の二、七六六の一、七六六の二、七六七の一から七六七の三まで、七六八、七六九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
---	---

尾高字石田南屋敷	尾高字石田南屋敷のうち七九九の一〇、八〇一の四、八〇四の二、八〇六の一、八〇七の二、八〇八の一、八〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに
----------	--

七九九の二と二体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩井 医院	鳥取市朝月字下島一三―三	昭和五十五年十二月二十五日
北村 医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五 ―	昭和五十五年十二月十六日
小松 医院	鳥取市今町二丁目二二八	昭和五十六年一月一日
伊藤内科医院	米子市上福原一五〇九―一	昭和五十五年十二月二十五日
長田産科 婦人科医院	米子市上後藤三一三一―	昭和五十六年一月一日
医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町二七二四―一	昭和五十五年十二月二十八日

松村 医院	倉吉市葵町七三一	昭和五十五年十二月二十六日
岡 医 院	岩美郡福部村海士四七一― 一	昭和五十六年一月一日
生田 医院	日野郡江府町武庫四四六― 二	昭和五十五年十二月二十八日
白川 齒科医院	米子市河岡六一九	昭和五十六年一月一日
宮田 齒科医院	気高郡青谷町青谷四〇四三 ―	"
池田整形外科医 院	倉吉市宮川町一七二八	昭和五十五年十二月二十二日

鳥取県告示第五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
真岡 真美	鳥薬 第四四三号	昭和五十五年十二月八日

鳥取県告示第六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種畜証明書番号	名	前	品	種	生	年	月	日	産	地	父	血	母	統	級	利	飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称
第五五五鳥取臨 第一一五号	156 カレルバデネ サクセス	ランドレ ース種	昭 五三・一・三	静岡県	148 カレルゲリット サクセス	バデネボサナ アジュアデント 830	二級	東伯郡北条町 鳥取県経済農業協同組合連合会 北条種豚場									
第二号	268 ロングバレー ステインガー	デュロ ック種	五 四・八・三〇	"	935 ロングトップ ステインガー	バーレーチャンプス ゴリーオン 957	"	"									
第三号	トップマルコ マエダ 313	"	五 四・二二・一〇	兵庫県	ブリマクイン 331	プリマローヤル マルコマエダ 417	"	東伯郡関金町 津島満雄									
第四号	ローヤルホープ バービーパイン	ホルスタ イン種	五 四・七・二八	鳥取県	ブラウンデール ローヤルホープ	ロイブルック バービー	級外	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場									
第五号	ラントラント チーフルーク	"	五 四・三・三一	アメリカ	ポニーファーム アーリンダチーフ	ラントラント マクイスラッキー フタゴ	"	"									
第六号	岩貞姫	黒毛和種	五 四・八・三	鳥取県	岩栄	さだひめ	一級	"									
第七号	テートス アルペン 21	大ヨ シマ種	五 五・一・二二	イギリス	テートス アルペン 66	テートスクイン マリー 598	二級	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場									
第八号	カール ダニール 66	"	五 五・一・八	"	カール ダニール 43	カールスローヤル カテリーナ 188	"	"									
第九号	19 ハイバック チューボク 417	ハン プン種	五 四・七・二二	鳥取県	ハイバック チューボク 314	チューボク サラ 771 4010	一級	"									
第十号	21 2 ジェンナー オルロフシン	ラン ドレ ース種	五 五・一・八	"	オルロフ ダヒラヤマ 711	ジェンナー シカレルフ アリア 816	"	"									

鳥取県告示第七号

昭和五十六年二月一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、異議の申出がなかつたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十三条第一項の規定により、及び当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公告する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 七人
- 二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

鳥取県告示第八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十六年一月十二日から施行する。

昭和五十六年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉信用金庫の項中

本店	倉吉市昭和町	本店	倉吉市大正町
倉吉支店	倉吉市大正町	東支店	倉吉市宮川町

を [ ] に、 [ ] に改める。